

学校法人山口学園 一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立することができ、教職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

1、計画期間 平成27年4月1日～平成31年3月31日までの4年間

2、内容

目標 1、計画期間内に、育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、労働基準法に基づく産前産後休業など諸程度の周知を図る。

<対策>

●平成27年4月～

学園グループウェアを利用して、制度に関する周知・啓発活動を実施する。
育児休業制度や運用についての管理職への研修の実施